

令和7年5月7日

さいたま地方検察庁における記者会見等について

さいたま地方検察庁

さいたま地方検察庁では、次のとおり、記者会見を開催しますが、事前登録を行えば、埼玉県警記者クラブ加盟社に所属していない一定の記者についても、参加することができます。

1 記者会見の開催

(1) 定例記者会見

週に3回程度（原則として同一の曜日及び時間帯）、定例の記者会見を開催します（開催日は、登録記者にお知らせします。）。

(2) 臨時記者会見

重大事件の着手・起訴・判決時等の際、必要に応じて、臨時の記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、必要に応じて、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配布することがあります。ただし、公表ペーパーの配布は、来庁した記者に限ります。

2 参加対象者

記者会見等には、埼玉県警記者クラブ所属の記者において参加できるほか、下記会員社（①ないし⑥）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者で、事前に登録手続を了した者において参加できることとします。

① 日本新聞協会会員社

② 日本専門新聞協会会員社

③ 日本地方新聞協会会員社

④ 日本民間放送連盟会員社

⑤ 日本雑誌協会会員社

⑥ 日本インターネット報道協会会員社

⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 事前登録手続等

事前登録手続を要する参加対象者は、別添「事前登録手続について」を御確認の上、申請手続をお願いします。

なお、記者会見等の詳細については、事前登録手続終了後、お知らせします。